

## (別紙1) 四国地方整備局への報告書

平成19年1月24日  
四国電力株式会社

吉野川水系祖谷川等における水利使用許可(松尾川第一発電所)等に係る報告について

### (1) 松尾川第一発電所等に係る無許可改築等の発生原因

申請要否等について、具体的な判断基準が明確化されておらず、曖昧な部分があった。

当社側で、「機能維持に関する軽微な工作物および工事については、維持・補修の範囲であり、新築・改築にはあたらない」と判断していた。

### (2) 再発防止対策

河川法に係る申請要否等について、許可権者の指導を得たうえで、具体的な判断基準を作成する。

河川法に係る申請要否判定についてのチェック体制強化をはかる。

以 上